

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内といたします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

質問は、11番吉原経夫議員、2番八神太紀議員、1番池田耕介議員、5番鈴木康友議員、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員の順に行っていただきます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○11番（吉原経夫君）

議長。

○議長（松本英隆君）

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。一般質問をさせていただきます。

1、2018年度から用地の買い取り等の申し出が始まった砂子防災公園事業だが、いまだ用地の買収さえ完了していないが、いつ事業が完了する予定なのかと題して質問させていただきます。

砂子防災公園は、2018年度から用地の買い取り等の申し出が始まり、当初事業完了予定が2023年、今年3月であったが、いまだ用地の買収さえ完了していない。いつ事業が完了する予定なのか。

現在、買収が終わっていない用地の地権者は何人で、用地は何筆なのか。用地の買い取り等の申し出をいつ、またはどのような条件で整えば行う予定なのか。

2、町の事業で国税庁と見解が違った事例があったが、インボイス制度が導入されると今以上に制度が複雑になるが、町の準備は万端かと題して質問させていただきます。

町が社会福祉法人に委託している障害者相談支援事業は、国税庁の見解では課税事業であるが町の委託料には消費税課税分が加算されていない。町としてどんな見解か。

相談支援事業には、それぞれの相談に対して給付費が個別に給付されるものは非課税であるが、町が委託している相談支援事業は課税対象になっている。しかし、この事業

も委託せずに町が行えば、控除額イコール消費税額となり消費税はかからない。非常に複雑な制度と思うがどうか。

また、町が後期高齢者医療特別会計の中で委託している個別健康診査事業は課税対象との指摘を津島税務署から受けた。これも一般会計で行えば消費税はかからない。町としてどのように対処しているのか。

このように消費税制度が大変複雑なためもあり、町がかかわっている事業の中で国税庁と見解が違っていた事例があった。私は反対しているが、今年10月からインボイス制度が導入される予定である。今以上に制度が複雑になる。町として想定される全ての場合に対してインボイスを発行できるよう準備はできているのか。

3、人命を救う上でAEDはとても有効であるが、町として町内のAEDマップを作成するなどの考えはないのかと題して質問させていただきます。

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態、いわゆる心室細動になった心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器である。AEDを必要としたとき、どこにAEDがあるかわからないとAEDが使えず人命は救えない。

民間事業者などが設置したものも含め、町は町内に設置されているAEDについてどこまで把握しているのか。愛知県は「あいちAEDマップ」で愛知県内のAED設置情報を提供している。また、一般財団法人日本救急医療財団は「財団全国AEDマップ」で全国のAED設置情報を提供している。町としてそれらの情報を活用して、町内のAEDマップを作成する考えはないのか。

4、町と友好自治体宣言をしている愛知県東栄町と北海道美唄市、また町商工会が商工会同士で友好交流協定を結んでいる三重県大台町との友好関係や連携について、町の考えはと題して質問させていただきます。

愛知県東栄町と北海道美唄市と町はそれぞれ友好自治体宣言をしている。また町商工会が商工会同士で三重県大台町と友好交流協定を結んでいる。

それぞれの自治体との友好関係や連携はとても重要であると思うが、税金などを使って事業を進める以上、町としてのメリットを町民に説明していく必要があると考える。町としてのメリットは何なのか。以上、1回目の質問をさせていただきます。

○町長（村上昌生君）

まず1つ目であります。砂子防災公園の事業であります、いつ事業が完成するののかという質問であります。

当初の整備計画及び事業認可につきましては、令和4年度までの計画期間をもって進めておりましたが、用地買収の進捗状況を鑑みて、昨年度に令和8年度までの計画期間の延長を行い、令和8年度の完成に向けて事業を進めていく計画であります。

次に、買収が終わっていない用地の地権者は何人であるかという御質問であります、

現在の買収の進捗につきましては個人が特定されるおそれがありますので答弁を控えさせていただきますが、今年度末までには90%、約9割の用地買収が完了する予定でございます。

それから、2つ目のインボイス制度に絡む消費税の問題であります。障害者相談支援事業における税の問題について、我々は新聞報道をきっかけに確認したところで課税事業であるということは認識をさせていただきました。事の経緯は先般の全協での報告のとおりであります。通告にありますように吉原議員の言われるように、委託せずに町が行えば控除額イコール消費税額となり消費税はかからないという表現がございましたが、これは何か誤りであると思います。消費税法第60条第6項のことを言っているのではないかと推測いたしますが、もうちょっとしっかり条文を読んでいただいて正しい表現で発言していただければと思いますがいかがでしょうか。非常に複雑な制度だと思いと御自身も発言されていますようにそのとおりだと思います。非常に複雑な制度であります。複雑というよりも我々としては課税と非課税の範囲が明確になっていなかったのではないかとそんなふうに判断をしております。厚労省も財務省もそれぞれ見解を出しておりますが、特に厚労大臣は、社会福祉事業に該当するか、しないか、取り扱いについて必ずしも明確でなかったことが背景にあると認識していると。そうした上で税務上の誤りについては国税庁において対応していただくことなのだと。我々から聞いたら投げやりとも思えるような発言をされております。また、財務大臣は障害者相談支援事業が社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となることについて周知をしていくとこういうふうに財務大臣は発言をしております。としながら、実務的なことであるので国税庁に御確認をいただければと責任を転嫁するような発言、我々は国のようなこのような見解の中でどのように対応していけばいいというんでありましょか。そもそも日本の福祉事業の中で課税事業と非課税事業に分けること自体が不合理であると我々はそういうふうに判断しておりますがどうですか。そうじゃないんですか。吉原議員は常日ごろから消費税の反対を訴えられておりますので、消費税の課税・非課税と分けることに不合理があるとそんなふうに思っています。先般、私どもは国会議員のもとへ出かけていきまして社会福祉事業に関しては非課税事業にすべきだという旨の要望書を提出してきたところでもあります。我々にできるのはそこまでであります。あとは法にのっとって正しく申告をしていくというだけであります。

それから、後期高齢者医療特別会計の個別健康診査事業について、通告にありますような委託ではなくてこれは受託事業ですから正しく発言をしていただきたいと思います。

また、津島税務署から指摘を受けたという発言されておりますが、我々そんな事実はございません。どこからこういうことが出てきたのか、しっかりと根拠を示していただきたいと思います。議場内の発言でありますのでしっかりとその根拠を示していただかないとこの後の答弁は控えさせていただきます。一般会計で行えば消費税はかからない

とも発言されていますが、これも誤った解釈ではないでしょうか。議場の場ですのでしっかりと正しい発言をしていただけるとありがたいと思っております。でないとなご々の日常業務が誤っているというふうな誤解を招きかねませんのでよろしくお願ひします。先ほどの税務署から指摘を受けたということについて、きちんとした根拠を示していただきたいと思ひます。じゃないと答弁はちよつと控えさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

次の3番目の、よろしくお願ひします。まず、一般質問の3番のほうの答弁の続きをよろしくお願ひします。行政側3番目の答弁お願ひします。

○町長（村上昌生君）

インボイスの導入についての質問もございました。

インボイスを発行できるように準備はできているかという質問もございましたが、一般会計及び下水道事業会計においてインボイスを発行できるよう適格請求書発行事業の登録を済ませております。なお、その他の会計についても現行の事業内容では想定される取り引きはございませんが、今後必要とあれば登録していくことはやぶさかではないと考えております。

AEDマップの御質問であります、まず民間事業者が設置したAEDにつきましては、民間事業者がみずから登録している「あいちAEDマップ」により把握をしております。ホームページに町内公共施設のAEDマップやあいちAEDマップのリンクを掲載しておりますので、新たなAEDマップを作成する考えは今のところございません。

そして、自治体宣言をしている自治体との友好関係や連携についての考えであります、本町と愛知県東栄町とは平成25年2月に災害時における相互応援に関する協定を締結したことからそれを契機にしてさらに多方面での交流を深め、両町の活性化と住民福祉の向上を図ることを目的に平成29年3月に友好自治体宣言を締結いたしました。本町では体験できない自然の中での活動を通じ、心豊かでたくましい子供を育み、人間性や社会性の育成を図るとともに、幅広い世代の方への心身の健康づくりにも寄与してまいります。また、災害時には協定に基づいて応援要請を行うこともできます。

北海道美唄市とはチャレンジデー2015inおおはるでの対戦をきっかけに両者が持つ自然環境の違いや地域の特性を生かし、交流を通してお互いに助け合い、相互の発展が未永く継続することを目的に平成29年3月に友好自治体宣言を締結いたしました。本町とは異なる自然環境・文化をお持ちでありますので、それを触れることでみずからのまちを見つめなおし、地域の特性を生かした活力ある持続的な地域づくりに寄与してまいります。今後も広く町民に両市町を周知していくとともに、より交流を深める事業を推進していきたいと考えております。

○11番（吉原経夫君）

まず1点目でございますが、用地買収が終わっていない件に関しては答弁を控えると

いうことですが、私その用地買収が終わっていないところに関して、用地の買い取り等の申し出をいつしたのか。また、していなければいつするのか。どのような条件を整えればするのかと質問しておりますが答えがないので、その点の答えをお願いいたします。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

用地の買い取り等の申し出をいつ、またはどのような条件を整えれば行う予定なのかとの御質問についてですが、買い取り等の条件といたしましては、地権者との交渉で了承が得られ次第、予算措置を行いまして買い取り等の申し出の手続に入っていくということになっております。よろしく申し上げます。

○11番（吉原経夫君）

ということは、地権者との買い取りの了承が得られ次第、申し出を行うということは、まだ買収できていない。何か90%ぐらい、ちょっと全ては完了していないし、すぐ完了する予定でもないということで、今まだ未買収のところは買い取り等の請求はしていないということではないのでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

現在も交渉をしているところでございます。事業を進めていく上で対話を重ねて、令和8年度完成に向けて引き続き進めてまいりたいと考えております。

○11番（吉原経夫君）

主幹は質問に答えていないんですが、買い取り等の申し出をしたのか、していないのか。これはもうしたか、していないかどちらかなのでその答えを最初から通告からしているのかを答えをお願いいたします。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今現在、先ほども答弁いたしましたとおり交渉をしているところでございます。

○11番（吉原経夫君）

買い取り等の申し出をして交渉しているのか、買い取り等の申し出をしていなくて状況で交渉をしているか。どちらなんですか。もう二者択一です。どちらかお答えください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

買い取りの条件といたしましては、交渉が了解が得られて、その後買い取りの申し出を行っていくというところになっております。よろしくお願いします。

○11番（吉原経夫君）

砂子防災公園整備事業は土地収用法に基づいて行われると思っています。とすると、買い取り等の請求をしてから6カ月以内という縛りがある。それを満たせば所得税5000万円までの控除が受けられるという決まりです。だから、買い取り等の申し出をした日にちが関係してくるんです。だから聞いている。もししてあればその6カ月以内にやらないと所得税控除を受けられないということだし、もししていなければやっぱりそれは条件つくっていつするのかということなので、もうはっきり今の買収が進んでいないところに関しては買い取り等の請求をしたか、していないのか。この二者択一でお答えください。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほど来、御説明させていただいておりますが、買い取り等の条件といたしまして地権者との交渉がおおむね了承を得られてから進めていくということですので御理解いただきたいと思います。

○11番（吉原経夫君）

ということは、未買収のものに関しては買い取り等の請求はまだ行っていないということではないのでしょうか。そういう税務署との関係で日にちが大切になるのでしていないということではないのでしょうか。お答えください。

○建設部長（三輪恒裕君）

まだ買い取りの請求は行っておりません。

○11番（吉原経夫君）

行っていないと、条件が整ってから行うということですが、なるべく早く条件を整えていただくとともに、とにかく買い取り等の請求を行ってしまえば、もう6カ月という縛りがあるのでどんどんどんどん予定より延びていくことはないと思うのである程度そこら辺は行政側が決断していただいて、買い取り等の請求、最後はそれをやっていただきたいということをお願いして2番目の質問に行きます。

まず2番目の件でございます。消費税法の中で一般会計の中で行えば、これはちょっと表現、控除額イコール消費税額、町長は違うと言うかもしれませんが、課税されない。課税額がゼロである、一般会計の中では。これは御存じだと思うんです。そこが違うというなら御答弁をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

御質問の要旨が明確ではございませんが、先ほど町長の答弁でも御説明いたしましたとおり、消費税法の第60条こちらの6項におきまして、一般会計に係る業務として行う事業につきましては課税売上に対する消費税と課税仕入れ額に対する消費税を同額とみなすという規定がございますので、一般会計につきましては消費税の申告義務はございません。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

今、御説明いただきましてありがとうございます。少し文言は私間違えたかもしれませんが、どちらにしても課税額はゼロであるということと……、申告義務は発生しないから申告しなくていいということでしょう。だったら結果的に課税されないということでしょう、申告しなければ。違うの、そこは。

○議長（松本英隆君）

売上の消費税と仕入れの消費税があるでしょう。それが同一金額だからということですよ。消費税はかかっているじゃないですか。ただ、この仕入れと売り上げが一緒だからということでしょう。吉原議員、わかりました。次の質問をお願いします。

○11番（吉原経夫君）

わかりました、はい。済みません。私も混乱してしまって非常に複雑な制度だと。町長が言うとおりに。どちらにしても消費税額を払っていないという言い方はまたいけないかもしれません。そういうことだと思います。

次ですが、後期高齢者医療特別会計の中で委託している事業、受託ですね。正確にいうと受託です、ごめんなさい。愛知県後期高齢者広域連合から受託している事業ですね。課税対象であると。この件に関して少し確認をしたいと思います。

まず、厚生労働省から通知が愛知県後期高齢者広域連合に来ていると。それでちょっと広域連合さんにお話をお聞きしたら、それを各市町村に通知したということですが、それはそれでいいんでしょうか。大治町に来ていると。

○町長（村上昌生君）

通知としては届いてきておるのでいいんですが、その前に私どもは津島税務署から指摘を受けておりませんということをおっしゃるので、それについての根拠を示してくださいとおっしゃるので、それを確認しないことには次の質疑にはお答えできませんと申し上げております。

○11番（吉原経夫君）

その通知を受けて大治町として津島税務署に事情をお聞きして、どのようなお話を聞いたのか。それをちょっとお知らせください。

議長。

○議長（松本英隆君）

吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

答えられないようなら、津島市さん、あま市さんも同様の件で確認をされた。そうしたら津島税務署さんから課税対象であると、申告すべきであると言われた。津島税務署さんにも確認しました。個別は言えないけれど一般的にこの事業が課税か非課税かを言われれば課税だと、申告すべきであると聞かれれば答えると。僕はこれはどう考えても指摘だと思うんですが指摘じゃないと。でも、津島市さんもあま市さんも税務署さんもこれは指摘だと言っているんですが、大治町は指摘じゃないと。それで町長、いいんですね。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

そこまで行政が言われるなら、私は同じようなことで津島市さん、あま市さんは税務署さんに聞いて申告対象である、課税すべきであると言われたというようなことを指摘かどうかね、言われればそうかもしれませんが、今の話だともう税務署に聞いただけでもう最初から申告するんだと、やり方だけ教えてくれという形で大治町はわかったという言い方をされるなら、そこまで言われるなら僕は指摘じゃないですね。本当に相談ですよ。でも、他の市はちゃんとそういうふうに普通に聞きに行ってやっているわけだから、大治町だけはそこまでしっかりと通知が読み取れる、税務署に聞かなくても。やり方だけで、通知を見て課税対象とわかって申告すべきでないといかんとわかったと。申告のやり方だけ聞きに行ったというならもうそれで通せるならそれで私も津島市さん、あま市さんから聞いているのと違って大治町しっかりやっておられるので、そういうなら。それを言われれば僕も、そのことが事実なら私もそれは謝罪をさせていただきます。通知を見て大治町はわかった、税務署さんに聞かなくてもわかったと。やり方の仕方だけ聞きに行ったと明言されるならそれはそれで僕もそこまで言われれば……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、次に質問をお願いします。

○11番（吉原経夫君）

じゃあ、もう1点いきます。現在ですね、申告は終わっているのでしょうか。その点に関して。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

町側が本当に努力されて、通知を読み込んで申告の仕方を相談に行ったと。課税対象であり申告すべきであると理解して行かれたということと言われたので、そこまで誠心誠意やられていることに対して、これは相談であって指摘じゃないのでそれはもう私、指摘ということは取り消させていただき、それはそこまで言われたんだったら。津島市さん、あま市さんは関係ない。大治町はどう対応したかだけでそれは取り消させていただきます。

次の質問ですが、今状況はどういう状況ですか。申告してあるんですか、まだなんですか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

○町長（村上昌生君）

後期高齢におきましては、後期高齢者医療特別会計の消費税の取り扱いにおいて、国からの事務連絡によって高齢者の医療の確保に関する法律に規定する健康診査事業などの後期高齢者保険事業については、後期高齢者医療広域連合が市町村に該当事業を委託

する場合、その委託費を対価として市町村が当該広域連合に対して行う役務の提供は消費税の課税対象になるというふうに見解が示されております。そこで我々においてもこのように法律にのっとって申告の手続を進めております。先ほども「法にのっとって正しく申告するだけ」という答弁をさせていただきましたが、法にのっとって正しく申告事務を進めていくというだけであります。ただ、吉原議員、何度も何度も役場のほうにも連絡、電話をかけてきておみえになるようですが、この件に関して役場に電話をかけてこられて担当職員に質問されておられるようです。我々は議員の質問に対して丁寧に対応しているだけであるにもかかわらず、何か隠蔽をしているというようなことを発言されたと報告を聞いておりますが、それは本当ですか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時45分 休憩  
午前10時47分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほど来、発言を取り下げられました。これについては今回、国のほうから通知が参りましたので私が課税事業であるという認識のもとから担当に税務署に出向いて今後の手続の進め方を確認してきてほしいということがありましたので、決して税務署から指摘は受けていません。

○議長（松本英隆君）

次の質問を。

○11番（吉原経夫君）

今、課税対象であって申告義務がある件でまだ準備をしているにしても申告していない。これは一般的には申告漏れ。ただ、やっぱり普通にいうと無申告という状況になると思います。無申告。これは申告しなければ無申告ということなんですが、そういう状況だと認識はありますか。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、先ほどの答弁で今現状準備を進めているということですので、準備が完了次第進んでいくと思いますが、その答弁で。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

消費税法ですと附則などによってもともと課税対象なんですよ、原則として。附則などによって非課税の部分を決めていると。今、先ほど町長の答弁の中でもこういう社会福祉事業は全て非課税事業とすべきであると。すごくいい意見を言っていて、国にまで要請いただいたということでこれはすごくいいことだと本当にそれは思います。これは引き続きやっていただきたいし、これは大治町議会としても町長だけじゃなくて議会として意見書を上げていくような形でやっていかなきゃいけないことだと思っております。それは議会活動の中で頑張ってやっていきますが、インボイスの件でお願いいたします。成果報告書の中にもありますが、国民健康保険の個別健診、ごめんなさい、国民健康保険は特定健診か。後期高齢者は個別健診ですが、その事業に対してこれは海部医師会さん、津島市医師会さんに委託している。これは委託なんです。そうすると課税事業者になると思うんです、医師会さんも。大治だけでなく違うところも委託をして1000万超えていけば課税事業者になっていくと。そうするとインボイスの関係が出てきます。これ今、日本医師会さんからも言われているんですが、医師会が直接健診するわけじゃなくてそれぞれのお医者さんをお願いする。そうするとお医者さんによってはインボイスを発行したり、しなかったりするというちょっと医師会さんとしては困ったこと。ちょっと今、違う資料を出します。公益じゃないほうに日本医師会さんから今月ちょっと出ております。医師会さんにおいて自治体等の健診等委託事業、大治町のように受託でやっている場合は、このインボイス、その末端のお医者さんまでかかってくるんですが、医師会による取り次ぎでやっているところもある。そうすると医師会としてはインボイスを発行する、直接のことは必要ない。対価をもらっていれば別ですけど、医師会さんが。そこら辺非常に全国的に問題に今なっている。大治町としてインボイスしっかり対応しているという話ですが、医師会さんとの話し合い、まだなのか、これからののか。委託事業でやる場合、そういう医師会さんからお医者さんへの関係も出てくるわけで、そうすると取り次ぎでやるか、委託でやるかといって大治町としてもインボイスの発行の仕方が変わってくるわけですから、そこはどうでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

保険医療課として海部医師会さん、津島市医師会さん、また国保連合会さんとのインボイスの関係、きちっと今打ち合わせをされて10月からすぐなのか、来年4月、もう契約は終わっちゃっているわけなので今年度。そこら辺はされておるといことでこれは安心をしました。

次、3番目のAED。モニターをお願いします。よろしいでしょうか。例えば愛知県です、AEDマップをつくっていますが、それをやるには……

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

検索をかけて……、ちょっと焦っております。実際のときも焦ると思うので、AEDでやってAEDマップ開く。これで載っているといことで、AED設置場所。こうやると開けて愛知県庁の位置が示されるので大治町のように場所にもってきて、どこが近いのかと調べなきゃいけないということなんです。例えば、設置場所が出てきてやるといことで、愛知県、ホームページあると、AEDあると言われても実際開くのにもってくるのに時間がかかるんですよ。もう一つやりますね。財団のほう。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、その財団のやつここで開けて大丈夫ですか。著作権とかいろんな問題が。

○11番（吉原経夫君）

それならやめておきましょうか。でも、これも同じように時間がかかるんです。言いたいのは時間がかかるということです。ですから実際、愛知県AEDマップ見てください、財団の見てくださいと。その場で調べていたら時間がかかる。大治町がつくっていただければ大治町のホームページぴっと開いたほうが早いので。AED、一秒を争う。命にかかわることですが、だから大治町ですぐ開けられるようなものをつくるべきじゃないかと思うんですよ、時間かかるもん。それはありますよ、事前に知っておればいい

んですが、その場で開く、スマホなんかで開くにしても時間がかかります。まず大治町は大治町でつくるか。もしくは海部東部消防さんにお聞きしたら海部東部消防さんもまだつくってみえませんが、それはいろいろ問題がある。だけれどやっぱり内部で検討しているというお話をお聞きしました。この前の研修会のときに。ですから、そこら辺の考え。やっぱり1秒を争うのに検索に時間がかかってはいけないので、大治町でつくるか、もしくは海部東部消防さんにつくっていただくか、これは命を預かることなのでちょっとその答弁をお願いいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

AEDマップにつきましては愛知県のAEDマップ、今先ほどモニターのほうに映っておりましたが、こちらのほうにつきましてはAED設置者並びに管理者が事前登録して管理者がきちっとした情報を登録してございます。さらに愛知AEDマップの中には応急手当、要はAEDの使用方法等もそこに説明がございましたのでそちらを活用していただきながらというふうに町のほうでは考えております。

○11番（吉原経夫君）

そのとおりだと思います。今私やりました。本当にやるともっと焦ると思いますね。やって1秒を争うときにそれはやっぱり大治町としていろんなことがあります。つくっていただいて、すぐホームページを開けたらぱんと出てくる。地図情報、場所がわかる機能等々あれば一番近いところも出てくるというような形にしていただければ、本当に命を助けることができる。遅くなればなるほどこれは助からなくなる。これはこの原則ですから、そこを民間事業者の分ですね、それも愛知県が登録されておるならそれを聞いて、その民間事業者にお願いしてつくるけれど載せていいのかと。もしやめるときは連絡くださいとかきちっとそれを大治町規定をつくらせて民間事業者さん、愛知県から情報をもって民間事業者さんをお願いすればできる話だし、ただそれは大治町でつくるのがいいのか、海部東部消防さん、あま市・大治町一緒になってやるのがいいのかありますが、どちらかだと思っんですが、海部東部消防さんは一応内部で今検討しているという話がある。やる、やらないは別で。大治町の今の話だと検討もまだしていないということですから、まず検討していただきたいんですがどうでしょうか。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

町内の公共施設につきましては、町長の答弁にもございましたが、AEDマップを作成してございますので愛知AEDマップとか町内にある民間事業所についての情報については今後についても外部リンクのほうで御案内をしていきたいと考えています。

○11番（吉原経夫君）

1秒2秒とおくれると命のかかわる問題なんですよ。ちょっと大治町、民間事業者さんと連絡とってお願いして、そんなたくさんもないですから、愛知県に情報をもった分だけでもやればできると思っんです。本当に助かる命を時間が延びることで助からな

い。これはぜひ御検討いただきたい。大治町でやるかあま市、海部東部消防さんやるかは別として。だって命がかかっていることです。AEDマップ愛知県ありますと言ったって今見たように時間かかります。僕も何回もやってなれているはずなんですがうまくいかない。初めて使う方はもっといかないと思うんです。やっぱり現場に遭遇しないとそういうことをやらないので、これは。そこはお願いをして次の質問にいきたいと思います。

町と友好自治体宣言をしている東栄町さん、美唄市さんの答弁をいただきまして、商工会同士で三重県大台町さん。これは商工会同士だから大治町という考えもあるかもしれませんが、三重県大台町さんとは今どのようなことを考えているのか。またこれから考えていくのか。ちょっと答弁がなかったので、いや、商工会同士だから町は関係ないよと言われればそうですし、町として少し考えがあればその点お願いいたします。

○建設部長（三輪恒裕君）

通告書にございます商工会が友好交流協定を締結するメリットは何なのかという御質問でございます。商工会同士が友好交流協定を締結することによって、両町の交流を官民上げて盛り上げていくことが町としてのメリットとなると考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

商工会同士やっていたいただいていることですが、官民上げて、官のほうもやっぱりそれによって交流を深めていくという趣旨だと思いますが、それで一応理解できました。やはり友好自治体として商工会も含めて3つ、大治町やっておりますが、やはりこれからも交流関係深めつつ、また町民の方にメリットがよりわかりやすくして、理解していただくような周知をお願いして、吉原経夫の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本英隆君）

11番吉原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

○2番（八神太紀君）

議長。

○議長（松本英隆君）

2番八神太紀議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議長のお許しを得ましたので一般通告書に従い、大治町公共予約システムについて質問させていただきます。

本町は平成27年7月より公共施設予約システムの運用を開始しており、パソコンやスマートフォン等から町内の公共施設の空き状況の確認や仮予約をすることができるようになっております。八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンター、公民館、スポーツセンター、多世代交流センター、こちらの6つの施設は公共施設予約システムを使って仮予約から申し込みをすることができるようになっているかと思えます。

次に上げる6つの施設、大治小学校（体育館・運動場）、大治西小学校（体育館・運動場）、大治南小学校（体育館・運動場）、大治中学校（運動場・柔剣道場・テニスコート）、そして町営野球場、多目的スポーツ広場。こちらの6つの施設はインターネットから空き状況の確認はすることができると思うんですが、仮予約をすることができないという状況になっているかと思えます。こちらはその施設に行き、紙を書いて、仮予約で申し込みをして、その後振り込みをして本予約という流れになっているかと思えます。こちら平成27年度からインターネットから仮予約ができるようになっているかと思うんですが、現在施設を使う方も若い方もふえてきて、インターネットからの予約ができない先ほどの6つ施設、こちらもインターネットから予約ができるようにならないかということをお聞きさせていただきます。町民の利便性を考えて現在のこのシステムを予約ができるようにすることができないかということになります。1回目の質問を終わらせていただきます。

○教育長（平野香代子君）

町民の利便性を考えて現在インターネットから予約できない施設も予約することができるようにできないかの御質問でございます。

小中学校及び町営野球場につきましては、仮予約を行っている他の施設の利用時のルールにはない団体登録が規則により必要でございます。現在のシステムでは施設の空き状況の確認のみの運用とさせていただきます。多目的スポーツ広場につきましては、団体登録の手続きは不要でありますのでシステムでの予約ができるよう前向きに検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

今の中に団体登録が必要というふうにお聞きをしたんですが、具体的に団体登録とはどういったものになるのかお聞かせください。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

小中学校につきましては、大治町学校体育施設スポーツ開放実施規則によりまして、成人を責任者とし、構成員のうち10名以上が本町に在住し、または在勤している団体及びグループでの登録が義務づけられております。町営野球場につきましても大治町町営野球場及び大治町多目的スポーツ広場の管理及び運営に関する規則の中で同様の規定を設けさせていただいております。以上です。

○2番（八神太紀君）

今、団体利用の説明をいただきました。実際、利用状況についてお聞きしたいんですが、小中学校と町営野球場、多目的スポーツ広場ですね、多くの方が使っているかなと思うんですが、どれくらい使っているかの利用状況がもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

直近の令和5年7月の利用状況でございます。利用団体数、利用可能回数、こちらコマ数で申し上げます。利用率を申し上げます。大治小学校体育館、利用団体9団体、利用可能128コマ、利用率で申しますと90%です。大治小学校の運動場、利用団体2団体、利用可能31コマ、利用率81%です。大治南小学校体育館、利用団体12団体、利用可能63コマ、利用率56%です。南小学校の運動場、利用団体2団体、利用可能33コマ、利用率76%です。大治西小学校体育館、利用団体12団体、利用可能64コマ、利用率58%です。大治西小学校運動場、利用団体2団体、利用可能33コマ、利用率45%です。大治中学校運動場、利用団体1団体、利用可能64コマ、利用率44%です。大治中学校柔剣道場、利用団体4団体、利用可能64コマ、利用率78%です。中学校テニスコート、利用団体3団体、利用可能64コマ、利用率83%です。町営野球場、利用団体10団体、利用可能155コマ、利用率46%です。多目的スポーツ広場、利用団体3団体、利用可能93コマ、利用率34%です。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

室内施設は稼働率はすごい高いなと思いました。今、たしか大治小学校だと9団体、体育館の利用で、南小だと12団体というふうになんか例を挙げていただいたんですが、こちらの団体が多分かぶっているところもあるかと思います。例えば中学校を使う団体と南小を使う団体、同じ団体が使っているかなと思うんですが、実質的に登録団体数、全体で何団体が登録しているのでしょうか。お聞かせください。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

登録団体のお尋ねでございました。学校体育施設スポーツ開放の利用登録団体数につきましては現在42団体でございます。町営野球場の利用登録団体数につきましては現在18団体でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

42団体と18団体ということでやはり多くの方に利用していただいているかなと思いま

す。やっぱり多くの方に利用されていて利用率も高いということですので、予約システムを現在のシステムだとできない部分があるのかと思いますが、この現在のシステムを改修、改善するという事は難しいのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

公共施設予約システムにつきましては、基本的にパッケージシステムでの利用が前提となるため、現在のシステムを改修することは困難であるとそういうふうにメーカーから回答を得ております。以上です。

○2番（八神太紀君）

今システムについて、パッケージシステムを使われているとお聞きしたんですが、システムでいわゆる既製品といわれているような、服で言うとそのまま売られているものを買う、オーダーメイドではないということかと思うんですが、大治町のこのシステムは独自にこういう利用をしますでこういうふうにつくってくださいというふうにシステムをお願いしたものではなく、もともとあるものを使ってそれに合わせて利用しているという認識であっているのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○2番（八神太紀君）

システムパッケージということによってちょっと改善が今すぐにはもしかしたらできないということかと思うんですが、今現在のシステムをいつぐらいまで利用するかということをお聞きしたいんですが。契約期間があるのか、またはすぐにどこか違うところに発注して違うシステムに変えることができるのかということをお聞かせください。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

現在のシステムの契約期間につきましては、令和8年1月31日までとなっております。以上です。

○2番（八神太紀君）

令和8年1月31日までということ、今から考えるともう少し時間があるかなと思います。では、その1月31日以降、今使われているシステムを継続して使わないといけいいのか。また、新しいシステムに改善することができるか。また、その意思是町側としてあるのかをお尋ねいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

次期システム導入時におきましては、関係部局と連携を図りましてインターネットでの予約ができるように調整してまいりたいと考えております。

○2番（八神太紀君）

令和8年1月31日の次期システムについては前向きに検討していただけるということで、あわせて要望にはなってしまうんですが、将来的に施設利用の支払いも今施設に行

って支払っていると思うんですが、インターネットを通して、インターネットで申し込みができてインターネットで本予約まで支払いもできるというほうが町民としては便利かなと思います。また、払いに行くときもキャッシュレスも広がっていると思います。町側でもキャッシュレスの導入はお聞きしていますが、この施設についての支払いもキャッシュレスでできるように進めていただけると多くの町民が利用しているという状況も今お聞きできましたし、実際僕のほうも声をいただいております。その辺の改善を要望して一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松本英隆君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番池田耕介議員の一般質問を許します。

○1番（池田耕介君）

議長。

○議長（松本英隆君）

1番池田耕介議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき町内小中学校の教育環境の改善をと題して質問をさせていただきます。

文部科学省の行っている令和4年度の学校基本調査では、小学校1校当たりの学級数は、全国では14.3学級、愛知県では17.2学級となっています。また、中学校1校当たりの学級数は、全国では12.0学級、愛知県では16.2学級となっています。数字がたくさん出てきましたので議場のモニターにまとめさせていただきます。こちら先ほど述べた数字が平均の値となります。また、文部科学省では特別支援学級のクラス数を含めた学級数が25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」、大き過ぎる学校としており、こちらもモニターに表示をさせていただきましたが、大規模校か過大規模校ともにそこに通学する児童生徒、勤務する教職員、それぞれにさまざまなメリット・デメリットが生じます。このデメリットについては後ほど述べさせていただきます。

そこで質問です。1、大治町の各小中学校の児童生徒数と学級数の現状、今後の見込みは。また、そのうち近年増加している特別支援学級についてはどうかお伺いします。

2、児童数の増加、35人学級への対応や特別支援学級の増加により、今後教室数不足が見込まれるとして、今年度の予算に計上している大治小学校プレハブ校舎設計業務の詳細をお伺いします。

3、児童生徒数がふえてこれば教室以外の施設や設備も不足したり手狭になってきたりすることが考えられます。以前、大治中学校の体育館改修の話が上がりましたが、平成28年7月20日発行の大治町議会だよりナンバー151号の中に熊本地震を受け、国が耐震基準を見直しているため、中学校体育館の改修を当分の間延期するとありまして、当時自分も大治中学校に勤務をしていたためそのような話だったと記憶しています。その後、平成28年から7年がたちます。当然、児童生徒数も増加をしています。当時改修を計画した経緯とこの話はその後どうなったのか、お伺いします。

4、児童生徒の数がふえてこれば学校内で当然人手が足りない部分も出てくるかと考えられます。教職員の数は県で定められていると思いますが、そのほかに町として各小中学校への特別支援教育支援員やICT支援員、スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）等の配置の現状と効果の検証のために現場の声を聞いているのか。また、今後の配置や増員の考えはあるかをお伺いします。以上、4点お願いします。

○教育長（平野香代子君）

各小中学校の今年度の児童生徒数及び学級数についてでございますが、児童生徒数が大治小学校が897人、南小学校が592人、西小学校が608人、大治中学校が997人でございます。学級数につきましては、普通学級と特別支援学級を合わせまして、大治小学校が35学級、南小学校が25学級、西小学校が23学級、大治中学校32学級でございます。今後の見込みといたしまして、児童生徒数は第5次総合計画のゼロ歳から14歳の将来推計人口では微減となっておりますが、町内の宅地化の状況から現状に近い人数での推移を見込んでいます。普通学級数は35人学級への対応がございまして、現状維持もしくは多少ふえるのではないかと見込んでいます。特別支援学級につきましては、障害区分に応じまして学級を設置するために現状維持もしくは微増と考えています。

2点目の大治小学校のプレハブ校舎設計についてでございますが、現在学校を交えて打ち合わせを進めており、2階建ての建物を校庭西側に建設をし、図書室等の特別教室を3室、会議室を1室、トイレを1カ所設置する計画としております。また、既存の南校舎から少し離れたところへの建設を予定しておりますので、渡り廊下の必要性についての検討。あるいは既存校舎の図書室等を普通教室に改修するための設計もあわせて行っているところであります。

3点目の大治中学校の体育館の改修を計画した経緯についてでございますが、当時の

想定では生徒数の増加が見込まれており、また、保護者を含めて行事を行うには手狭ということがございました。加えて給食室の環境も課題となっていました。したがって、給食室の移転、拡張も考慮に入れた体育館の改築を計画いたしました。ただ、その後先ほどの議員のおっしゃるとおり熊本地震のこともございまして、公共施設の非構造部材の耐震化について対応することが求められたため、公共施設の天井、つり天井ですね、これを壊すこと。そして外壁の耐震化工事を優先して行ったところでもあります。さらに熱中症対策といたしまして、各小中学校の空調設備整備工事、そしてまたGIGAスクール構想に基づくタブレットの整備などの緊急性の高い事業を優先して行ってまいりました。また、その中でコロナ対策ではございましたが、給食室には空調を整えることができましたし、ドライ化も進めておりますので、当初よりは環境もよくなったと思っておりますことと、生徒数につきましても当時の想定ほど増加していないというのが状況でございます。ただ、現在の体育館につきましては、入学式・卒業式等実施するには十分な広さとは言えないものの、コロナ対策の中で整備いたしましたリモート環境を活用して集会や行事を行うことで対応ができるようになってきているというのも変わってきたところでもあります。したがって、体育館の改修につきましては当面の間、実施する予定はございません。以上でございます。

失礼しました、4つ目もございました。4つ目の各小中学校への特別支援教育支援員やICT支援員、スクールサポートスタッフについてでございますが、特別支援教育支援員は4小中学校で合計で19名配置しています。また、ICT支援員につきましては各校への配置という形ではございませんが、タブレット借上げの契約の中で訪問等での支援を行っています。実際に新学期には必ず新しい先生もいらっしゃいますので研修を行っているというのが実情でございます。それからスクールサポートスタッフにつきましては、各小学校に1人ずつ配置をしております。

現場の声に関しましては、毎年の予算作成時に学校から支援員の増員等に関する要望を確認しているところであります。今後の配置や増員の考え方についてでございますが、やはり今多様な子供たちによりきめ細かな教育をするということが求められています。したがって、特別支援学級支援員を初めといたしまして、学校教育を支える人材の配置、増員について、学校からの意見も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○1番（池田耕介君）

モニターをごらんください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（池田耕介君）

済みません。モニターをごらんください。先ほどの答弁にありました大治小学校35学級、南小学校25学級、西小学校23学級、大治中学校32学級というのは全国、県の数字と比較をしましてもいずれもかなり大きな数字となっております、25学級以上とされる大規模校に大治南小学校。31学級以上とされる過大規模校に大治小学校と大治中学校が当てはまっています。もちろん学校の規模が大きいことにはメリットもデメリットもあり、それは大規模校・小規模校ともに勤務をしてきた自分が一番身をもって実感はしておりますが、ここではデメリットについて上げさせていただきます。

まずは、体育館や特別教室等の割り当てが難しくなること。学級数がふえればそれだけ授業が重複する確率も高まります。保健室などの施設もそうです。生徒数が4倍5倍となれば、保健室の面積も4倍5倍となるわけではありません。その分子供の学校活動に支障が出やすくなると言えます。

それから、全教職員が児童生徒一人一人にきめ細やかな指導を行うことが困難になりやすくなります。小規模校であれば全教職員が全校児童生徒の顔と名前を把握をしていたり、多くの先生が1人の児童生徒にさまざまなアプローチでかわったりすることも可能となりますが、学校の規模が大きくなればそれもなかなか困難となります。また、単純に学校の規模が大きくなれば教職員の業務の負担は大きくなります。例えば定期テストでいいにしても1学年50人の学校で採点をするのと、1学年350人の学校で採点することを考えていただければ違いは明らかかと思えます。

このように子供の数の多い大治町の小中学校及び教職員にかかる負担は非常に大きなものとなっております、せつかく子供の数が多という大治町の財産をデメリットとしてしまわないために対策が急務であるという前提に立って、さらに幾つか質問をさせていただきます。

1番の質問に関連をして、小中学校の学校全体の児童生徒数と学級数を答弁いただきましたが、その中で近年増加している特別支援学級についての学級数と在籍する生徒数を具体的にお願ひします。また、普通学級・特別支援学級ともに学級数は現状維持もしくは微増、かすかにふえるを見込んでいるとのことでしたが、今後教室数不足が見込まれる大治小学校でプレハブ校舎に特別教室を3教室と会議室を1室もっていただくだけで足りるのか。プレハブ校舎を4教室とした根拠をお伺ひします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

特別支援学級の在籍する生徒数でございます。令和5年度ですが、大治小学校のほう

が7学級で29名、南小学校が7学級の35名、西小学校は5学級の24名、大治中学校は4学級で16名となっております。

また、大治小学校の増築、4教室で足りるのか。その数の根拠はということですが、現状想定している範囲であれば教室のほうは足りると考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

先ほどの答弁で4教室の増築で足りると考えているとのことでしたが、自分の経験上、同一の学年ができるだけひと続きのフロアにおさまったほうが各学級の状況の把握のしやすさ、また生徒指導の対応のしやすさ等で利点があると考えますが、プレハブ校舎増築後に既存の校舎内の教室配置をどのように考えているのか。なんとかおさまりはしたけれども後から苦しくなるといったことは起きないのか、お伺いをします。

また、大治小学校以外の西小学校、南小学校につきましても校舎増築の必要はないのか。また、今後場合によっては校区割りの見直しなど増設以外の考えがあるかについてもあわせてお伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

増築後の教室の配置についてでございます。今回の増築で既存の特別教室、図書室等ですがそちらを普通教室のほうに改修する予定としております。そして、増築校舎には図書室等の特別教室を設置しようと考えております。

既存の特別教室を普通教室に改修いたしまして、そちらのほうの利用につきましては学校のほうと十分調整をしていきまして、児童、教員にとって使いやすい教室の配置となるよう考えていきたいと思っております。

あと、南小学校と西小学校についてでございますが、現在教室に余裕があるわけではございません。ですが、現状のところ対応はできております。今後におきましても現在想定している範囲では増築の必要はないと考えております。

最後に校区割りなど増設以外の考え方はあるかとのことですが、校区割りの見直しというものは地域の理解を得ていかなければならないので、現在のところ増築での対応ということで考えさせていただいております。以上です。

○1番（池田耕介君）

大治小学校のプレハブ校舎に関連してプレハブ校舎の完成の時期と実際の使用の開始はいつからと考えているのかをお伺いします。

また、プレハブ校舎の設計だけでなく、先ほどの既存の校舎の図書室を普通教室に改修するといった設計の予算は今回の予算に含まれているのか。また別の予算になるのか。そのあたりもお伺いをします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

校舎の完成時期についてでございます。校舎の完成時期につきましては、令和6年度末の完成を予定しております。完成後、速やかに使用開始できるように考えております。

また、既存校舎の改修のための設計が今回の予算に含まれているかという御質問でございますが、今回の予算に含まれております。以上です。

○1番（池田耕介君）

行事であったり授業などの教育活動の内容のソフトの面は現場の先生方の努力でよりよくすることができますが、教室であったり校舎など施設のハード面は現場の教職員の努力では何ともできません。ぜひとも大治町の教育現場をより後押しをしていただけるよう引き続きお願いをいたします。

また、体育館の改修につきましては、当面の間実施する予定はないと答弁でありました。入学式・卒業式などの生徒、保護者にとっての節目の行事はもちろんですが、文化祭の合唱コンクール、大治中学校は長年にわたって力を入れておりまして、これは本当に素晴らしい伝統であると自分も思っていました。コロナ禍でやむを得ずここ数年全校生徒が体育館に入ってという形で実施はできていなかったと思います。コロナが明けて、なお今度は体育館が窮屈だからリモートでとなくなってしまおうと私も在籍をしていたときに一度リモートでの合唱を経験しましたが、生で聞く合唱とは比べものにならないぐらいの違いがありました。長年積み上げてきた伝統は一度失われたら後からお金をかけてもう戻りません。本当にリモートで十分なのか。ほかに何か方法があるのか。大治町のリモートの環境は本当に素晴らしいものを入れていただいたと私も思っておりますが、リモートで伝えきれないものもあるのではないかとこのことを御理解いただけたらと思います。

質問に戻ります。最初の答弁で特別支援教育支援員の4小学校で計19名の配置ということをお伺いしましたが、特別支援学級、大治小学校で7学級、南小学校7学級、西小学校5学級、大治中学校4学級の計23学級で基本的に1学級につき1名配置をしているという考え方でよろしいでしょうか。

また、スクールサポートスタッフ、教員業務支援員は町として各小学校に1人ずつ配置しているとお伺いしましたが、生徒数が多く教職員の負担の大きい本町において各小学校に1人の配置で足りていると考えているのかについてもお伺いします。以上です。

○学校教育課長(太田悦寛君)

特別支援教育支援員の配置でございます。4校で19名配置しておりますが、議員のおっしゃるとおり基本的には特別支援学級1学級につき1名の配置という考えでございます。現在、特別支援学級のほうは全部で23学級ございますが、2学級については看護師を配置しており、残り2人については現在募集中という状況でございます。

もう一つ、スクールサポートスタッフが生徒数が多く教職員の負担の大きい本町の場合、各小学校に1人の配置で足りているのかということにつきましては、現状は足りていると考えておりますが、今後も学校からの意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○1番（池田耕介君）

特別支援学級1学級につき1名の配置をするとのことでしたが、再度モニターをごらんください。特別支援学級、これは上限が8人と定められておりまして、知的障害・情緒障害など障害の種類にもよりますが、子供8人、もし上限で8人いた場合、そこに対して教員1人では足りないだろうということで支援員を配置をすると。これで子供8人を大人2人で見るという形。これは一見すると人手が足りているように見えるかもしれませんが、特別支援学級の生徒は全ての授業を特別支援教室で受けるわけではありません。生徒が通常の学級という言い方をさせていただきますが、通常の学級でもし授業を受ける場合には1人で行かせるわけにもいきませんので支援員がそこについていく。そうするとまた子供7人を1人で見るといった形になるわけです。なので、単純に1学級につき1名の配置をとというのは時に不十分な状況もある配置の仕方であるといったことを今お伝えをしましたが、まずは現状、先ほど配置の募集の対して2名の欠員が募集中である、欠員が出ているという状況を何とかしていくことが先決であると考えます。

質問です。現在、特別支援教育支援員はどのように募集しているのか。募集の方法についてお伺いをします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

特別支援教育支援員の募集についてでございます。現在はハローワークと町のホームページのほうで募集しております。以上です。

○1番（池田耕介君）

ハローワークと町のホームページで募集をしているとのことでしたが、もともと求人を探している人がみえるハローワークだったりとか、たまたま大治町のホームページを見た人のみが募集を知れるといった形ではなく、例えば小学校・中学校の入学説明会であったり、PTA総会などの自分の子供が学校に入って、ちょっと日中手があいた保護者の方に対して支援員募集のビラを配るといった形も有効な方法ではないかと考えますが、そこについてはどうでしょうか。伺いをします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小中学生の保護者が集まるときに募集のチラシを配布してはというそういった方法というのが一つの有効な方法だと考えます。前向きに検討させていただきます。以上です。

○1番（池田耕介君）

ぜひとも前向きによろしく願います。大治町のために何かをしたいという町民の方はたくさんみえると思います。ぜひさまざまな機会を活用していただいて、支援員への応募とともに学校現場の負担やまたさまざまな障害への理解も同時に広がってほしいかと思えます。

最後になりますが、世の中では少子化の進む中で今なおたくさんいる大治町の子供たちが窮屈な環境に押し込められることなく、また、大治町の小中学校で働く先生方が余

裕をもって子供たち一人一人としっかりと向き合い、子供たち一人一人の声をしっかりと聞き、大治町の子供たちが皆健やかに成長し、大治町や大治町の学校、そして子供たちがいい形で世の中で話題となるよう元教師としても願ひまして、以上で私の質問を終えさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

1番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

5番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○5番（鈴木康友君）

議長。

○議長（松本英隆君）

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友。通告書に従ひまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、未来の選択、都市計画提案制度の導入について。

大治町の人口は1980年で約2万人であったが、40年経過した現在では約3万3000人と1万3000人の増加となっている。良好な住宅需要のため、各地で多くの開発が進んでおり大きく環境が変化しております。そのため、長い期間施行してきた計画と住民の要望が乖離することもあると考えられるため、その地に生活する住民の願いをいかに形にできるかは自治のあり方として大切な要素だと私は考えます。特に地元住民が自身で考えるまちづくりを促進することは大変重要であり、大治町総合計画でも自治への参加を呼びかけております。住民が真剣に考え、未来を選択する制度の一つとして都市計画提案制度がそれに当たると思いますが、現在大治町には制度化されておりません。都市計画提案制度について、大治町の考えを問います。

2つ目、長牧調整池公園の活用の利便化を。

小学校・中学校合わせて約3,000人の生徒を抱えており、安全に遊べる場所の需要はとも高まっています。特に長牧の調整池公園についての利用をもっとしやすくしてほしいという要望を多く聞いております。その意見の中に、利用可能時間の問題でしたりと

か予約申し込み期限、鍵の管理など住民目線から考えると確かに不便であるだろうなど思われる点が幾つかございます。調整池公園の現状と今後の活用、その方針についてお伺いいたします。

3つ目、スポーツセンターリノベーション事業を問う。

大治町スポーツセンターは町の大型公共施設であり、そのあり方はスポーツのみならず集会や防災など多岐にわたる大変重要な施設でございます。現在、プール跡地につきましてはリノベーション事業基本構想が令和5年3月に公開され、今後のビジョンが打ち出されております。新たなアイデアや挑戦にあふれている本当に画期的な改修案であり、大変興味深い内容となっております。その基本構想について幾つかお伺いをいたします。

まずデザインビルドという設計施工を一貫して行う手法を用いることで構想を建設に反映しやすく、またコストも抑える効果も見込まれて大変よい運営方法の一つと大いに期待が持てます。その事業計画についてどのように考えているのか。また、その周知を行っていくのか。このあたりの構想についてお伺いします。

2つ目、イベント広場が想定されており、外部からの運営を招くように見えますがどのような活用、どのような利用方法を目指していくのか。

3つ目、カフェスペースは他の自治体の公共施設でもさまざまな形式で取り入れておりますが、問題が発生する場合もございます。特に運営形態や収益について、現状どのようにお考えになられているのか。以上についてお伺いしたいと思います。1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

都市計画提案制度についてでございますが、本制度は県や市町村が定める都市計画に対して提案ができる制度であります。制度そのものは法で定められておりますが、ただ本町には提案を受ける事務手続に必要な要綱が定められておりませんので、要綱を整えていきたいというふうに考えております。

調整池公園であります。現在の利用方法はということで質問いただいております。長牧調整池公園施設利用申請に関する要綱に基づき、3日前までに公園利用申請により御予約をいただき、利用日に役場での鍵の受け渡しをし、9時から12時、13時から16時、そして9時から16時という時間帯で御利用いただいております。平成26年4月常時開放としてオープンをいたしました。が、利用者のマナーやルール違反が多く見られ、夜間の閉鎖、完全閉鎖を経て令和4年4月からは試行的に許可制度をとって今現在に至っております。今後常時開放することは考えておりませんが、できるだけ利用者の利便性を考慮し、どのような運営を行うか模索をしているところであります。

そして、スポーツセンターのリノベーション事業についてでございますが、今議会におきまして一般会計補正予算でスポーツセンターリノベーション事業の事業費といたしま

して債務負担行為の補正を計上させていただいております。発注方法につきましては、既に議員にもお示しをさせていただいておりますが、昨年度策定いたしましたリノベーション事業基本構想の中で民間事業者のノウハウを活用し、設計から施工への移行がスムーズにできる手法として設計施工一括発注方式の採用に向け、調査・研究をしてきたところであります。また、今議会でお認めいただくことが前提ではありますが、大まかなスケジュールを申し上げますと、令和5年度においては設計施工一括発注方式によりリノベーションを実施する事業者を選定してまいります。事業者が決定しましたら令和6年・令和7年度に基本設計、実施設計及びリノベーション工事を行っていきたくと考えております。

次に、イベント広場が想定されており、外部からの運営を招くように見えるがということですが、スポーツセンターで大きな大会、イベント等が開催されたときですが、飲食を提供する事業者キッチンカー等を出店していただいたり、スポーツセンターの賑わいを創出できたらというふうに考えております。

また、カフェスペースは他の自治体の公共施設でもさまざまな形態で取り入れられておりますが、問題が発生する場合もあるというふうで言われておりますが、カフェにつきましては、これは町民同士がつながる憩いの場としての役割を期待して導入するものであります。御指摘の運営形態とか収益面におきましては適正な、適切な事業運営となるように庁内で十分検討していきたいと考えておりますが、基本的に収益面を重視するわけではございませんので、町民の憩いの場とするというのが前提でありますので、収益重視でありますとどうしても収益が上がらないと撤退する事業者が出るというようなこともありますのでそういうことは考えてはおりません。

○5番（鈴木康友君）

答弁いただきました内容につきまして1つずつ質問をさせていただきたいと思っております。まず初めに、都市計画提案制度につきまして、今回提案をさせていただいたこの制度につきましては周辺の自治体でどのような形で取り組まれているのか。そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

周辺自治体の取り組みについてですが、海部管内の市町村に確認したものになりますが、あま市が提案に関する要綱を定めておりました。以上です。

○5番（鈴木康友君）

こちらにつきまして提案制度がもし大治町のほうで要綱が定められて受け付けることができるということになりましたら、大治町といたしましてはこの制度においてどのような提案をすることが町民としては可能でしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

どのような提案が可能なのでしょうかという御質問ですが、用途地域やそれから道路、

公園など市町村が定めた都市計画決定について提案ができることとなっております。よろしくお願いたします。

○5番（鈴木康友君）

それでは今回この提案につきまして、提案に必要となる要件もしくは条件等はどのような形になりますでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

提案の条件、要件でございますが、1つ目に提案にかかる区域が0.5ヘクタール以上の1団の土地の区域であること。それから提案区域内の土地所有者などの3分の2以上の人数とそれから面積の両方の同意を得ていること。さらに都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していることが愛知県の要件になりますが、こういったものが示されておりますのでそれに準じることになるのかなと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

続きましては、それでは先ほどの教えていただきました条件を満たし、そして提案された内容につきましてはどのような箇所、関係各所を通して審議をされて可決となるのか、認められるのか、このあたりについてお伺いしたいと思います。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

提案を受けた場合、都市計画審議会や愛知県、また関係機関などに協議や意見を徴集することになってくると考えております。そういったことを踏まえて判断していくことになろうかと思っております。よろしくお願いたします。

○5番（鈴木康友君）

都市計画用途地域の指定につきましては、本当に複雑な問題といえますか、その土地の持つ可能性だったりとか将来性を方向づけるという形でありますので、すぐ変更したりとかすればいいというものではないことは理解はしておりますが、本当に地域住民の農業の受け継ぎでしたりとかさまざまな切なる願いというものが迫っておりますので、できるだけ早く制度化していただいたり、その他意見を徴集するなどの形を模索していただきまして、町民の皆さんと意見を交わしながら都市計画というものを考えていくという方向性になる一つの制度として早めの、早くの要綱の整備を求めたいと思います。

続きまして、長牧調整池公園の件につきまして、改めて利用の規約、先ほど町長にもお答えをいただきましたが、3日前の予約でしたりとかこの予約の制度につきましてどのような形で、どこの窓口で予約など少し利用の予約の制度につきまして詳細をもう一度御説明いただけますでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

予約の窓口といたしましては、産業環境課の窓口というふうになっております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。その予約できるコマ数といいますか、時間帯、何時から何時までというふうにお時間をいただいていたのですが、その予約に関して何時から何時までだったら予約できますよとかそのあたりのちょっと規約、もう一度教えていただけますか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

規約の名称ということでよろしいでしょうか。

○5番（鈴木康友君）

利用時間等をもう一度教えていただければ。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

長牧調整池公園施設利用申請に関する要綱というものがございまして、使用の時間といたしましては、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで、午前9時から午後4時までというふうになっております。

○5番（鈴木康友君）

まず自分が伺った、こうなるといいなという要望の中の一つではございますが、まず利用時間の終了時間のこの16時という区切りにつきましては、やはり小学生の帰宅時間等を考慮いたしますともう少し日没までに時間がございまして、その時間帯の拡大でしたりとかこういったものというのは現状考えられるのでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

町長が答弁したとおりですね、前向きに検討しているということでございます。

○5番（鈴木康友君）

それにつきまして、またもう一つは鍵ですね。こちらの借用につきましてはやはり大治町の産業環境課のほうに借りに来るのは調整池公園から少し遠いという声が自分のほうに何口か上がっておりまして、よければ例えば八ツ屋の防災センターのほうで砂子のほうの施設の鍵を持っているのと同様な形でスポーツセンターでも取り扱いをすればかなり近くに鍵が置いてありますので簡便化が図れるのではないかと思います。このあたりについてはいかがでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

鍵の受け渡しにつきましても役場以外での受け渡しができないのかということも検討しておるところでございます。

○5番（鈴木康友君）

続きまして、利用の申し込みにつきまして、こちらが3日前の申請となっておりますが、施設の利用する形態もしくは利用者の状況というものは自分もあの近所であるので閉鎖される前も知ってはおりますが、3日前に予約をして使うものに対して少し不便性を自分は感じるんですね。このあたりについてはやはり当日でも鍵を借りに来て開

放するでしたりとかそういった形が設けられないとなかなか雨が降るかもしれない、3日後に小学生の遊び場としてあの開放すると近所のお母さんたちが予約をするという3日後の天気はわからないけれどもっていう形になりかねないので、当日でも開放は可能ではないかと思うんですが、このあたりについていかがでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

利用申請期日のお話だと思います。こちらもなるべく利用日に近づけるようにしていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。続きまして、先ほど閉鎖というか利用に関して、幾つかの防犯カメラをつける際にも事が起こりまして開放から時間帯、そして利用の予約をしての使用という形になりました。開放については考えていないというふうには伺いましたが、鍵のあり方について扉を閉めるなどの鍵をかけきるまでいかなくても管理というものはできるのではないかと。扉で閉鎖をしていて利用規約、時間帯さえうたっていれば、それを越えた侵入者といいますか、利用者については指導等はできますので鍵締め切っただけで管理をしなくてもいいんじゃないか。もう少し開放してもいいんじゃないかと思うんですがこれについてはいかがでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

やはり鍵をかけないと勝手に入ってしまう方がみえますので、やはり管理は鍵を閉めていきたいというふうに考えております。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。それでは、昨年度のこちらの長牧の調整池公園利用者、または利用件数につきましてはどのようにになりましたでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

令和4年度でございますが、まず申請の回数、枚数というんですかね、15回、15枚申請枚数がございまして、使用の日数といたしましては80日使われております。使用人数につきましては、それぞれのものがございましてちょっと数字としては持ち合わせてございません。以上です。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。調整池公園ということで災害対策の一環で、また町が管理権を譲渡していただいているという要綱ではありますが、防犯カメラをつけたりとか大きくあちらに関しても投資をしている中でこの利用回数というものは少し自分の中では寂しく感じてしまうわけですね。どうしても開けっ放しにしたりとかできないということはあれども、リスクを負ってでもやはりあの子供の遊び場がないという大きな声がありますのでできるだけ早く早期に、先ほどの検討していくというふうにおっしゃっていただきましたことを受けとめていただき、また改善といいますかあの時間帯の変更等をし

ていただき、町民の利用の拡大を切に求める形で今回この調整池公園の質問は終了させていただきます。

続きまして、スポーツセンターリノベーションの件につきましてお伺いをさせていただきたいと思えます。まず、こちらもう一度伺います。デザインビルド、こちらにつきましては設計施工一括ということではなぜこの方法、またはこのような形の取り組みをしようと思われたのか。この意図につきましてお伺いしたいと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

デザインビルドとは何か、そしてなぜ工法を選んだかという御質問いただきました。設計施工一括発注方式デザインビルド方式について御説明申し上げます。

この設計施工一括発注方式であります。一般的に普通地方公共団体が発注する公共事業においては、設計と施工を分離して発注する事例が多い現状にあります。この場合は普通地方公共団体は標準的なものとして定められている部材や労務費の単価歩掛などを用いて工事単価を積算いたします。このため例えばですが、同等な性能・品質でより安価な部材等があったとしても必ずしも積算価格に反映されるというわけではないということ。また新たな技術や性能の製品が開発されてもそれが直ちに採用され、設計積算に反映されるということでもないこと。さらに、施工方法についてもおおむね一般的な方法が示されることが多いという事実があります。

一方で本事業のように設計と施工を一括して発注する場合は、普通地方公共団体があらかじめ定めた施設や設備が備えなければならない要求水準を満たせば、より安価な部材等を用いることや新たな技術や性能の製品を用いることなども可能となります。また、施工方法などについても民間事業者の提案する方法で執行することが可能となっております。

つまり、設計段階と施工段階のそれぞれにおきまして、受注者の裁量が大きく働くということでもありますので民間事業者の持つ技術やノウハウがそれによって生かされることとなります。これによりまして品質や性能の向上、あるいは同等の品質や性能でより廉価になることが期待されているというものでございます。ということでございますので、本事業では施設や設備等の建設価格の削減、これはイニシャルコスト、整備費用の削減ということになりますが、これに加えまして効果的、効率的な事業の実施を期待して発注方式を、先ほどから申し上げております設計施工一括方式といたしております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

では先ほど、今し方答弁していただきました工法の選択の基準、そしてメリット等はこちらも理解ができましたのでそちらを選ばれるに当たって、今後このスポーツセンターリノベーション基本構想というものについてのリノベーション部分についての企画に込められた町の意図や狙い、これは基本構想の中にも示されているのですがちょっとこ

それをまとめてもう一度御説明いただけますでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

基本構想の企画に込められた町の意図や狙いとはという御質問でございます。先ほどからリノベーション事業基本構想の中でもお示しさせていただいているところでございますが、そちらのほうを説明させていただきます。プール部分への導入機能といたしましては、ここの基本構想の中で大まかに3つの機能を盛り込むということを示させていただいております。

まずは子供たちが伸び伸び遊べ、親も安心して見守ることができる屋内広場としての子供の居場所、それから総合型地域スポーツクラブスポーツプラスおおはるの拠点となり、ワークショップや講座にも使える空間としてのスタジオ機能。それから、気軽に立ち寄り憩うことができる空間でありますとか、友好自治体の関連品や情報に触れられる空間としてのカフェ・物産コーナー、この3つの機能を配置するとしております。こちらにつきましましては、幼いころからスポーツセンターに通うことでさまざまな遊びを通じて自然と体を動かしたりですとか小学生・中学生・高校生と大きくなってもスポーツセンターになれ親しんでいただいた折には、そういった習慣が身につくきっかけづくりの役割を期待して導入するものでございますので、そういった意図を持って計画しております。よろしく願いいたします。

○5番（鈴木康友君）

それではちょっと暫時休憩願います。モニターをほうを準備させていただきます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（鈴木康友君）

ありがとうございます。それではモニターのほうをごらんください。こちら大治町のほうがりノベーション事業基本構想としてお示ししている、ホームページのほうにもお示ししている資料になります。こちらのほうでいろいろと構想がかなりの資料数でうたってはありますが、こちらから読み取れるものにつきましては大治町スポーツセンターがスポーツの場から多目的な場、そして多世代の場ということで大きく変更されていくように感じます。大治町にとってこのスポーツセンター、今まではスポーツセンターと名のつくとおりにスポーツに従事する建物という意義が大きかったかと思

いますが、今後このスポーツセンターというものについての運用をどのようにお考えになられているのか、こちらについて伺いたいと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

このプール部分の整備によって期待される効果とか大治町としての狙いと申しますのは、子供が体を動かす機会の創出といったことで昨今は異常気象や温暖化の影響もございまして、子供たちが外で遊ぶことができる期間も短くなってきております。親子ともに安心して遊ぶことができる屋内広場を提供することで子供たちが体を動かす機会をつくって、遊びを通じて子供たちの基礎的な運動能力の向上につながることを期待しております。

それから、子供の居場所やカフェができることで普段スポーツをしない人がスポーツセンターに集うきっかけとなって、子供たちが伸び伸び遊べて健康スポーツの習慣づくりやそれからワークショップ、講座、食育などのスポーツ以外の利用にもできる、そういった場を提供したいなとそういうふうに考えております。

それから、先ほど申し上げましたが総合型地域スポーツクラブスポーツプラスおおはるの活動場所ということで、今までは乳幼児の方ですとか就学前のお子さんですとかそういう方々の講座的なものが少のうございましたので、そういった方々に使っていただけるような形でスポーツクラブスポーツプラスおおはるの活性化を後押ししていきたいとそういうような考えを持っております。

以上のことから、子供・親世代・中学生・高齢者などスポーツセンターに集う人々が多様化することによりまして、これまで以上にスポーツセンター内の施設を活用したり、活用した取り組みが生まれやすくなるということでスポーツセンター全体の活性化を目指すものでございます。以上でございます。

○5番（鈴木康友君）

それでは、先ほどのいただいたその意義というものに引き続きまして、本当に子育て世代への取り組みは最近本当に大治町力を入れている。特に医療費のことでしたりとか施設の件ですとか本当に子育てに力を入れているということは理解できる反面、小学校高学年から中学生の活動の場所というものについての広がりというものはどうしても少ないように感じてしまうわけです。この計画立案においてそのあたりの世代への取り組みというものは検討事項にはもちろんあったとは思いますが、どのようにそのあたりスポーツ専門にすることもできましたのでスポーツセンターですから、この世代についての取り組みというのはどのように検討されたのか。またはこれはスポーツセンター以外で補填する考えなのかと最初のほうにこちらのほうで調査がありましたので、リノベーションに当たっての現状というものでそのあたりの運動機能の低下、または愛知県での順位なども体力テストの結果なども示されておりますので、こういったもの、ここで補わないのであればほかに補う場所があればということで答えられる範囲で結構ですが

答えていただければと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

スポーツ課での取り組みのほうを少し御紹介させていただきたいと思います。先ほどが小学校高学年から中学生の方とかへのスポーツの機会の提供ということでお話しさせていただきますが、昨年度からこういった小学校高学年から中学生の方にかけて各種スポーツ教室の強化のほうをしまいっております。その中で例えば走り方教室なんかではスポーツセンターから外へ出て中学校の運動場でやっておったりするということですね。そういった形でこういったところの年代の方にもスポーツに親しんでいただきたい。少しでも有用な時間を過ごしていただきたいというふうに考えておりますので、そういったことでスポーツセンターとしては考えております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

鈴木議員、ちょっと今のリノベーション事業とかに対してずれておるんじゃないかと思えます。

○5番（鈴木康友君）

はい、ありがとうございます。本当にお答えいただきましてそちらについて続きまして済みません。ではイベントの広場とあと子供の居場所事業などというふうにこちらの計画のほうでも記載がございます。このような形ですね。こちらについて住民参加で考えていくんだと。今後もこちらについて計画内でいろいろと検討をしていくんだということで計画の中にはうたわれております。この居場所事業の運営でしたりとか、またワークショップを行ってこの内容について詰めていくということではありますが、今までそしてこれからどのような形で住民参加を促してきたのか、またいくのかを伺いたいと思えます。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

このリノベーション事業基本構想を策定する中でございますけれども、昨年度もスポーツセンターへのアンケートということでこちらはリノベーション事業にかかるもののアンケートのほうを子育て世帯向けの親さんですとかあるいは中学生に向けてアンケートを実施したところでございます。それから、ワークショップは町民さんの意見を取り入れたいということでワークショップのほうも2回ほど実施しまして、こちらのほうの内容としましては大治町でどういうことがしたいのか、どういうことはできたらいいかというような点でスポーツセンターの事業に限らず広く意見を頂戴したところでございます。そういったことからこのリノベーション事業基本構想を策定してまいったわけでございますが、今後におきましても今年度におきましても先ほど議員がおっしゃいましたようにワークショップ等を踏まえまして今後の子供の居場所等と含めた運営につきまして広く意見を募ってまいりたいなとそういうふうに考えております。以上でございます。

○5番（鈴木康友君）

今回のリノベーションにつきましては、全体的に新たな取り組みでございますので、都度向上や改善のために方針の見直しが本当に細かく必要になると考えられますが、先ほどのいろいろなことにつきましても規約でしたりとか変更というものがなかなか難しいというふうに感じられる側面もございますので、今回の運営につきましてはよりスピードが求められる。民間の需要は本当に変化が早く、スピード勝負ではありますのでこういった運営方針などを最初に取り入れて構想を出しました、そして要望が上がりました。こういったものをすぐ取り入れていく必要があると思うんですね。こういったことについての体制でしたりとかこの見直しについてはどのようにされていくおつもりでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

プール部分の改修によりまして用途の変更等を生じますので、関連する条例・規則等につきましては所定の改正を考えていく、所定の改正をしていくという考えでございます。それから体制等につきましては今後も十分庁内のほうで検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（鈴木康友君）

先ほど長牧の調整池公園等々の件につきましてもお願いをしたことで、これが本当に民間の感覚そして変更というものです。これを精査していただくのはもちろんです。そして条例でしたりとか規約でしたりとか変更するのに時間がかかるのももちろん重々承知の上でそれでも住民は違うことを考えて、そして早く変えてほしいというふうに望んでいるわけなんです。それでカフェでしたりとかそういったはやりものというものでしたりとか需要物についてやはり細かい要望でしたりとか使い勝手の不便さというものが民間に競争の施設がたくさんあるわけなんです。だから、こういったものと競争していくということになればやはり速やかな改善・改良が求められますのでこういった本当にすぐ規約が変えられる体制でしたりとか考える構造づくりというものは本当に必要なんじゃないかなということを考えながら、結びになりまして、今回予算でしたりとかカフェの運営につきましては採算性を今の段階では求めないということで回答をいただいております。こちらについても予算の概要が出ておりますので、予算委員会そして本会議質疑のほうで自分のほうは確認をさせていただきたいなと思っております。特にリノベーションの内容、こういったものは建設後の運営が大事だと思うんですよ。建てればいいわけではなくて。本当にそれ難しいと思うんです。自分もそのアイデアについてはわからない部分がたくさんありますので、こうがいいんじゃないかとかこうしてほしいという需要をいち早く取り入れる、そういった機構にしていきたいなと。今回のリノベーションにつきましては、特に自由な設計が可能でございますので、大きく予算が動く取り組みですから、さまざまな意見、そしてこういった声を受けとめていただき、

町民の幸せにつながる企画にぜひともしていただきたいと。そして、自分もいろんな方にお話を伺ってまいりたいと思いますので、こういって話し合うことについて真剣にちょっと向き合っていたいただければと。今後も。思っております。以上で、鈴木康友の一般質問を終了させていただきます。

○議長（松本英隆君）

5番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（松本英隆君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

初めに、音声コードの活用をということで、全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されました。視覚障害のある方はパソコンの音声読み上げソフトの普及により、随分情報を得られやすくなりました。しかし、行政から届く郵便物などは同居家族や補助ボランティアの方に代読してもらうしかありません。個人情報に詰まった自分宛郵便物は自分で読みたい、繰り返して読みたいときがあるといます。

そこで、音声コードを使用してスマートフォンで読み取ることができます。少しミラーリングのほうをお願いします。音声コードとは、QRコードと同じ印刷物の切手大ぐらいの大きさになります。この二次元コードですが音声コードがついている場合、切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているものでございます。そこを指で触れれば音声コードの場所がわかります。また、自治体は無償で文章を音声に変える二次元コードを生成できます。スマートフォンさえあれば視覚障害者のみならず、文字が読みがなくなった方でも簡単に利用できます。さらに日本語に限らず19言語に対応しており、外国人の方

にも情報提供することができます。誰にでも優しい情報のユニバーサルデザインに向け、本町の通知文などに音声コードを活用する考えはないか伺います。

続きまして2問目、廃食油の回収を求めるということで、家庭で使用した廃食油は主に新聞紙にしみ込ませたり、凝固剤で固め可燃ごみとして廃棄されています。適切に処理されない場合、下水道などに流れ込み、環境への問題を引き起こす可能性があります。現在、廃食油はバイオ燃料やインク溶剤等の原料として活用できることから全国規模の回収を求めています。バイオディーゼル燃料は植物由来の燃料であるため大気中の二酸化炭素を増加させないので地球温暖化の抑制にもつながります。廃食油を提供することで脱炭素に貢献できます。町民もその意識を高め、積極的に参加を促していくべきと思います。町民が廃食油を簡単に捨てることのできるよう回収地点を設置する考えはないか伺います。

また、学校給食の廃食油の処理はどうなっているのか伺います。1回目終了させていただきます。

○町長（村上昌生君）

まず音声コードのことではありますが、個別の視覚障害者向けの文書への音声コードの付与につきましてはまだまだ課題点ございますので、それを検討しながら十分に今後検討していきたいというふうに思っております。

なお、今年度障害者計画等の策定を進めておりますので、視覚障害者の方に内容を確認いただけるよう、この概要版に音声コードを付与する予定にしております。

食用油の回収についてであります。現在は燃えるごみと一緒に焼却されたり、一部河川に、これ流しちゃいけませんけれども流れておるということをつかんでおるわけではありませんが、流されておるのでしょうか、これ。また、化粧品や石けん、飼料、塗料、バイオディーゼルなどの燃料にリサイクルとされていることは把握しております。これはリサイクルセンターを今移転をする計画をしておりますが、もう既に私はこれ回収しようかということも計画の中にも発表しておりますので、これはちょっと待ってください。これもやると言ってますので。学校の給食の廃油につきましては、教育長から答弁をいたします。

○教育長（平野香代子君）

学校給食の廃食油につきましては、既に町内の小中学校では業者に回収を依頼しておりますのでリサイクルされているところであります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

1問目についてちょっとお伺いいたします。障害者計画はいつ完成するのでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

計画書の完成の時期でございますが、令和6年3月を予定しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。視覚障害、では視覚障害者の18歳未満の方、18歳以上の方の人数をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

視覚障害者の方の人数のお尋ねですが、令和5年3月31日現在で38人おみえになります。この38人全てが18歳以上の方でございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。では、そのうち2級以上の方は何名おみえになりますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

38人のうち2級以上が24名。内訳としまして1級が15人、2級が9人でございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

24名ということで、地域生活支援事業における日常生活用具の中で視覚障害者用の情報とか意思疎通支援用具は何がございませうでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

視覚障害者用の情報意思疎通支援用具につきましては、主なものでお答えさせていただきます。視覚障害者用ポータブルレコーダー、それと視覚障害者用の活字文書読み上げ装置、それと視覚障害者用拡大読書器などがございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

では、それらの給付実績はございませうでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

給付実績のお尋ねでございますが、視覚障害者用ポータブルレコーダー、こちらが2件。続きまして、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、こちらが3件。それと視覚障害者用の拡大読書器、こちらが5件です。それと盲人用時計、こちらが1件ございました。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。では、そちらのそれらの基準額とか及び自己負担はどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

今お尋ねの視覚障害者用の情報意思疎通支援用具につきましては、各種目ごとに基準額が定められております。原則になります。本人自己負担額につきましては、原則基準額の1割が本人負担。また、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方につきましては、全額町負担となります。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。ありがとうございます。では、視覚障害者が利用するサービス

はほかにも何かありますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

視覚障害者が利用する障害福祉サービスについてのお尋ねかと思いますが、同行援護というサービスがございます。こちらにつきましては、視覚障害の方で一人での移動が困難な方が外出するときに同行して移動の支援を行うものでございます。また、外出先での代筆や代読も行うサービスでございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

では、現在その利用者は何人おみえでしょうか。

○議長（松本英隆君）

ちょっと暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時54分 休憩

午後1時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

同行援護の利用者ですが、現在3人おみえになります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほど拡大読書器、字が大きく見える機械なんですけどそちらのほうが5件、活字文書読み上げ装置3件ということで活字文書を読み上げる音声コードに似たものだと思うんですが、そちらのほうの利用が3件ですかね、との答弁をいただきました。また、1級2級の方への給付支援となりますので、24名中いろいろもろもろの器具を合計しますと8名ぐらいということで利用者は3分の1しか利用されていない。また、同行支援は3名しかいないという今のお答えでございました。本当に余り利用されていないことに驚きまして、視覚障害のある方はほとんどが御家族に支えられて生活をされていることがよくわかりました。現在全国で視覚障害をお持ちの方でスマートフォンを利用されていない方は約8割ぐらいみえるというデータがあります。せっかく音声コードをつけていただいても活用できなくては意味のないことと思います。また、総務省デジタル活用支援推進事業の中にも誰一人取り残されないデジタル社会を目指し、高齢者や障害者等への支援として講習会等の実施をとりました。現在、スマホ講座を実施していただいておりますが、視覚障害者の方に向けてのスマホ講座を実施する考えはございますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

視覚障害者の方を対象としたスマホ講座につきましては、例えば開催場所ですとか開

催方法など今後実施可能かどうかを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

結構、各自治体、視覚障害者用のスマホ講座を開催しておりまして、音声コードの読み取りの練習とかもしていただいているようですので、ぜひ音声コードを導入した折にとってはそういう講座を開催していただきたいと思います。また、健常者の私たちでも最初は悪戦苦闘し、現在ではこんなに便利なものはありません、スマートフォンは、視覚障害者にとってもスマートフォンを使いこなせるようになれば音声コードを読み取るほか以外にもさまざまな便利アイテムがあります。自分の目となり色を識別してくれたりだとか歩行のお手伝いをしてくれたりするアプリもたくさんございますので、視覚障害者の方のために生活の質を高め、自立への手助けとなるに違いないと思いますので視覚障害のある方々に寄り添った取り組みの実施をよろしくお願いいたします。

現在、既に皆様のお手元にも届いていると思うんですが年金定期便。もう一度ミラーリングお願いできますか。こちらのほう年金定期便、皆様のお手元にも届いていると思うんですが、こちらもう既に音声コードがついております。ぜひうちに帰って見て、もしよければユニボイスという無料のアプリがございましてスマートフォンでインストールしていただいて試していただければ音声でお知らせしていただけることとなっております。音声コードは先ほど町長より答弁ございました。今後の検討事項となりますが、私としては保健センターからの通知文も含め、本町からの全ての通知文に記載をお願いしたいと思います。

また近年、地震や豪雨などの災害は頻発化してきております。いざという時のために身の回りの危険を知り、事前の備えが必要でございます。そのために役立つ防災ガイドマップ、色分けされたハザードマップがございまして。こちらは視覚障害のある方にとっては活用することが難しい状況です。既に音声対応等をされている自治体もありますので、こちらにも計画の中に入れていただくよう要望させていただきます。

読むという当たり前のことが当たり前じゃない人がいる。目の不自由な方、お年寄りにとっても読むことは重労働です。日本に住む外国人も見知らぬ文字に囲まれ不安な毎日を送っております。我が町も優しい社会を目指して少しでも早く取り入れてくださいますようお願いいたします。まず1問目はこれにて終了させていただきます。

2問目、廃食油のことでございます。先ほど町長のほうからももう既に検討している事項でありますというお話でありました。それと学校給食のほうはもう既に廃食油として適切な処理をしていただいているということで安心いたしました。よかったです。町民の家庭から出る廃食油の回収に関して検討中の答弁でございましたが、検討していく上で何が問題となりますか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

こちら回収の場所の選定ですとか町民がどのように持ってくるのか。また、回収した廃食油のリサイクルのルートの確立が必要だと考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。今後いろいろなことが検討していく事項だと思いますが、既に家庭用廃食油を回収している自治体は多くあります。そちらの先進事例を参考にいただき、廃食油は地球にとっても大切な資源になりますので、少しでも早く進めていっていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（松本英隆君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（松本英隆君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、防災力の向上に向けての質問をいたします。

今年に関東大震災から100年の節目に当たります。関東大震災は近年日本の首都圏に未曾有の被害をもたらしました。我が国の災害史において特筆すべき災害でございます。その発生日である9月1日が防災の日と定められ、日本における災害対策の出発点となりました。

また、国は防災減災の主体は住民であり、自助・共助の取り組みを公的機関が支援するという方針に転換しております。そこでお伺いをいたします。

1つ目に、災害時に迅速に避難行動を起こすことは難しいと感じております。大規模風水害に備え、事前に行動を定めておくマイ・タイムラインの作成が極めて重要であると考えております。マイ・タイムラインの作成を初め、町民向けの防災教育・研修・講習会の開催について、町として取り組むお考えはあるのでしょうか。

2つ目に、町民主体の防災訓練が重要と考えますが、今後の防災訓練のあり方について町の考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議員のおっしゃるとおり、大規模災害に備え、事前にみずからの行動を決めておくタイムラインについては、町としても重要だというふうには考えております。また、タイムラインの作成については昨年度より小学校から依頼を受け、職員が学校へ出向いて実施をしているところであります。また、8月に実施をいたしました防災マスターにおいても「マイ・タイムラインをつくろう」というブースを設置をし、啓発を行ったところであります。さらに、町内の自主防災組織の連絡会においてもマイ・タイムラインの活用について案内をしているところであります。今後も住民の皆さんへの啓発をしていきたいと考えております。

次に、今後の防災訓練のあり方につきましては、さまざまな年代の方に参加していただきながら災害時に役立つ知識を身につけていただけるように実施していきたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。台風や豪雨による大規模水害に備えるため時系列でまとめたマイ・タイムライン防災行動計画の導入が各地で広がっております。国土交通省では、マイ・タイムラインがあれば被害の最小化に有効との見解を示しております。マイ・タイムラインの導入には先を見越しての早め早めの行動ができるメリットがございます。マイ・タイムラインにつきまして啓発していきたいとの御答弁でございましたが、どうやって作成すればいいのかわからない方のために今後周知していただくなどの考えはどうでしょうか。お伺いをいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

マイ・タイムラインにつきましては、自分の避難行動について問題に気づき行動を考えることが重要であると認識しております。町としましてはマイ・タイムラインの作成のため、資料としまして国土交通省が作成しております「逃げキッド」というものがございます。こちらのものを活用しながら今後ホームページのほうにもマイ・タイムラインの作成について、わかりやすいページを作成しながら掲載をして啓発していきたいとこのように考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。またここで伺いますが、開催時期について伺いたします。9月に入った今でも昼間35度というまだまだ暑くクーラーを必要とする危険な暑さが続いております。命を守るための訓練ですが、暑い中の訓練ではいけないと思います。そこで、暑い時期ではなく時期をずらした実施についてのお考えをお伺いいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

確かに議員おっしゃるとおり、近年ですね、夏場におきましては危険な温度となる場合もあるような状況でございます。特に屋外で実施するような訓練、こちらにおきましては開催時期等に十分検討しながら実施していきたいとこのように考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

子供・若者・高齢者・男性・女性といったさまざまな年代の方にも参加していただくことがとても大切な訓練だと思います。どのように考えてみえるのか、伺いをいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

訓練についての御質問だと思います。今後、水害また地震など災害の特性にあわせてテーマを定めて、参加者が興味を持ちながら、知識を得ながら体験できるイベント形式のものを中心にこれまでの防災訓練の行っておりました項目についても検討をしながら実施していきたいとこのように考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

最後になりますが、マイ・ライムラインの普及のためには、学校教育でその意義や作成方法を実際に学ぶことが大切だと思います。そこでマイ・ライムラインを活用した防災教育を行うとともに、教職員にも研修を行って風水害への防災意識を向上させることが必要かと考えております。そして、この取り組みを町内の小中学校にも、一つの学校はやっておりますが、普及していただきたいことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時16分 散会